

中期目標及び中期計画について

1 中期目標の策定・指示（法第 25 条、第 78 条） ※「法」：地方独立行政法人法

（1）概要

知事は、地方独立行政法人（以下「法人」と言う。）が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を定め、法人に指示するとともに、当該目標を公表

（2）中期目標で定める事項

- ① 中期目標の期間（公立大学法人：6年）
- ② 教育研究等の質の向上に関する事項
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④ 財務内容の改善に関する事項
- ⑤ 自らが行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報提供に関する事項
- ⑥ その他業務運営に関する重要事項

（3）策定に当たり必要な手続

- ・ 評価委員会への意見聴取及び法人への意見聴取（配慮義務）
- ・ 県議会の議決

2 中期計画の認可（法第 26 条）

（1）概要

知事は、法人が中期目標を達成するために作成した中期計画を認可

（2）中期計画で定める事項

- ① 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算、収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額
- ⑤ 出資等に係る不要財産（見込み含む）がある場合の当該財産の処分に関する計画
- ⑥ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- ⑦ 剰余金の使途
- ⑧ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

（3）認可に当たり必要な手続

評価委員会への意見聴取

3 評価委員会における審議の方法

中期目標（案）及び中期計画（案）を一体的に審議